



2023年8月1日

各 位

会 社 名 株式会社 REVOLUTION
代 表 者 の 代表取締役社長 ジョン・フー
役 職 氏 名 (コード番号 8894 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 津野浩志
電 話 番 号 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

子会社の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において Japan Allocation Fund SPC の取得（子会社化）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 子会社取得の目的

当社は、2019年11月に新規事業として投資事業を開始、当社の親会社である EVO FUND と最終受益者が同一人物である Japan Allocation Fund SPC が展開する Portfolio B に対して 30,000 千円を出資しました。その後、2022年2月9日付「投資したファンド案件の一部償還に関するお知らせ」のとおり、ファンドパフォーマンスが好調であったことから投資持分の 20% が償還されることになり利益を含めた 30,812 千円を受領しました。前述のとおり、投資持分 20% が償還されたため、現時点における出資額は 24,000 千円となっております。

このような状況下、当社の投資事業部門のコントロール下で迅速な意思決定を行うことで、より効率的に運用することを目的として同社を子会社化することを決定いたしました。なお、当該ファンドへの出資者は当社のみであります。

2. 子会社の概要

(1) 名 称	Japan Allocation Fund SPC	
(2) 所 在 地	ケイマン諸島	
(3) 代表者の役職・氏名	Michael Lerch, Richard Chisolm	
(4) 事 業 内 容	投資事業	
(5) 資 本 金	1 米セント	
(6) 設 立 年 月 日	2017 年 10 月 25 日	
(7) 大株主及び持株比率	Evolution Capital Management LLC 100.0% (議決権がある株式) 株式会社 REVOLUTION 100.0% (議決権が無い参加株)	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社は、当該 S P C が組成するポートフォリオに対し

		て出資を行っております。
--	--	--------------

3. 株式取得の相手先の概要

(1) 名 称	Evolution Capital Management LLC	
(2) 所 在 地	米国	
(3) 代表者の役職・氏名	Michael Lerch, Richard Chisolm	
(4) 事 業 内 容	投資事業	
(5) 資 本 金	\$1,000	
(6) 設 立 年 月 日	16 May 2002	
(7) 純 資 産	\$3.09mn	
(8) 総 資 産	\$26.0mn	
(9) 大株主及び持株比率	Michael Lerch 100%	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	親会社である EVO FUND と同一の親会社をもつため、 関連当事者に該当いたします。

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0%
(2) 取 得 株 式 数	100%
(3) 取 得 価 額	無償譲渡（資本金が1米セントのため先方から提案によるもの）
(4) 異動後の所有株式数	100%

5. 子会社取得の日程

- (1) 取締役会決議 2023年8月1日
- (2) 契約締結日 2023年8月1日
- (3) 子会社の異動日 2023年8月1日

6. 支配株主との取引等に関する事項

当該取引は、当社の親会社である EVO FUND と同一の親会社をもつ、いわゆる兄弟会社との取引であることから、支配株主との取引等に該当します。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2023年4月5日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「当該支配株主との間で取引が発生するような場合、一般的な取引条件と同様に法令等を確認し、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性を十分に検討し、その決定が恣意的に行われる事がないよう、社外取締役を含めた取締役会において審議を経た上で決定する方針としており、取引の公正性、妥当性を確保することで少数株主保護に努めてまいります。」と定めております。

当該取引に際しては、以下に記載する対応を行っており、少数株主の保護の方策に関する指針と適合しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当該取引は、支配株主との取引等に該当することから、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するため、次のような対応をしております。

まず、下記記載のとおり、当社の独立役員であり、監査等委員である社外取締役3名から意見書を受領しております。

また、当社の親会社の関連企業出身者であるフー代表取締役及び新垣取締役は、当該取引に関する取締役会決議には参加しておりません。また、社外取締役を含めた取締役会において検討した上で合理的に本契約の取引条件を決定しており、少数株主の保護の方策に関する指針と適合していると判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない当社の独立役員である福田取締役（監査等委員）及び高橋取締役（監査等委員）並びに伏見取締役（監査等委員）から、①投資事業の拡大を目指しているところ、ファンドの取得はこれに資するものであると考えられるため、本契約の締結の目的は、正当であると認められること、②本契約に定められているファンド取得の対価は、ファンドが投資家から資金を集める機能だけを有する点に着目し、ファンドの資本金と同額である1セントで交渉していたところ、ECMより1セントも無償も変わらないとのことから無償譲渡を打診され、無償と定められました。当社がファンドを取得することにより新たに債務を負担するものではないことを踏まえれば、この対価の額は、当社に大きな経済的負担をもたらすものではなく、対価としては公正である上、当社の企業価値の向上にも資するものであること、③顧問弁護士から法的なアドバイスを受けながら進めておりますが、本契約に不合理な条件は含まれていないとの助言を受けていること、④本契約の締結にあたり、本意見書を取得するほか、貴社の取締役会において、貴社の親会社の関連企業出身者であるフー代表取締役及び新垣取締役が参加しない状況でかつ、独立社外取締役を含めた社外取締役が参加する状況において審議を行う予定であり、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置は図られていることから、当社の少数株主にとって不利益なものとはいえず、利益に資するものと判断した旨の意見書を2023年8月1日に受領しております。

7. 今後の見通し

当社が出資していたファンドの子会社化であることから連結業績への影響は軽微であると考えておりますが、会計処理について会計監査人と検討しており、今後公表すべき事実が発生した場合には速やかに公表いたします。

また、同ファンドの代表者として、弊社代表取締役会長岡本、代表取締役社長ジョン・フーが就任予定です。

以 上